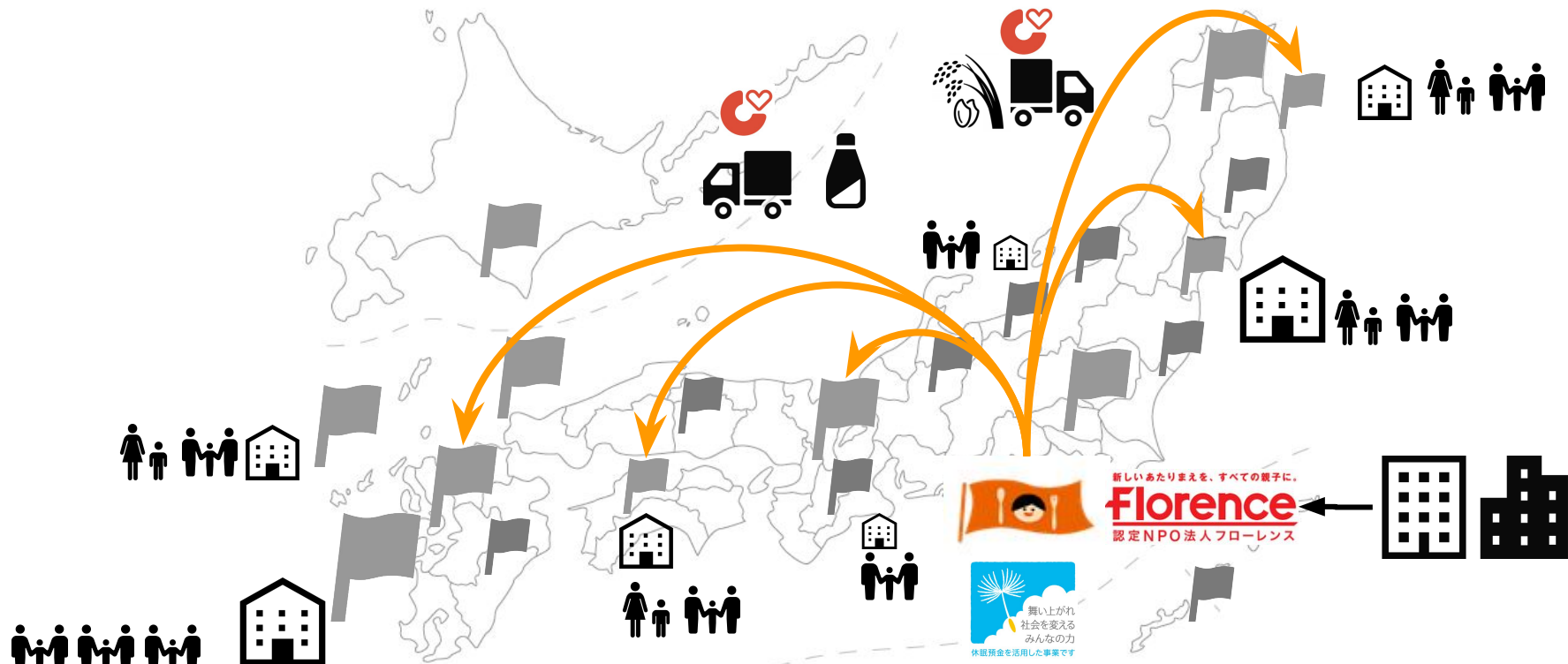


こども宅食応援団の寄付品提供について

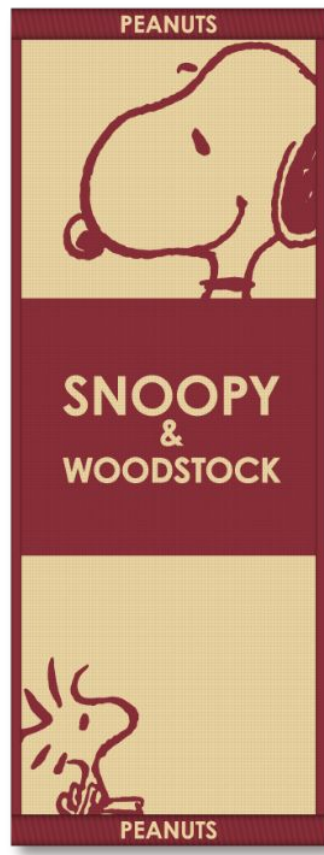
※21年10月～22年1月 および 以降の予定

こども宅食応援団では加盟団体の皆様へのサポートの1つとして 寄付品の配布事業をフローレンスと共同で行ってきました





色々お届けしました



Xmas応援配送として12月初旬は増量配送を予定 更に22年1月配送は超・特大かも!?(まだ秘密)

12月初旬 配送

合計10品程度お届け予定

レトルト食品

お菓子(クッキー、ポテチ、グミ類)

ケア用品 5品詰合せ

マスク

22年1月 配送

食品ばかりどーん



上記が年内最終配送となります。そして0・11月中は上記の企業営業・準備のために配送少なめです💧ご容赦下さいませ。

22年2月以降は、仕組みの見直し・再設計のため、 一時的に 縮小運用となります

N月

N+1月

N+2月

定期月次配
送



25世帯

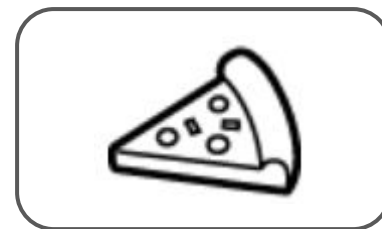


25世帯



月次配送は休止

対象や数量
が限定された
特別配送



25世帯

これまでの月次配送で、各地のこども事業運営に 一定の貢献ができましたが、まだ物量・内容としては不十分でした

Good!!

事務局フローレンスが一括窓口として企業対応

支援すべき理由(=困窮家庭への提供)の説明責任を果たす・
大量受入れ・手続きの明確さによる、企業からの評価獲得

困窮子育て家庭のニーズに基づく物品の選定

ロス品削減をゴールとしないことで、こども宅食事業者さんにとっても「ちゃんと使えるもの
が来る」仕組みとしての認知獲得

定期・定型サイクル化

一定の予見性により、フローレンス・こども宅食事業者双方の工数を抑制

Motto★

フローレンス事務局コストの一層の抑制

どうしても1ヶ月5品くらいが上限になってしまい物量を増やせない

全国こども宅食事業者への配送の物流費削減

東京からの一極集中配送は高く付く(平均 3万円/月・団体)

確実性の高い原資の確保

公表もせず、ひっそりトライしてきた

もっと多く・もっと安く・困難を抱える家庭に 食品や日用品が届く仕組みを構想中です！

もっと寄付企業様を一網打尽に
したい！！（特に食品）

Motto★

フローレンス事務局コストの一層の抑制

どうしても1ヶ月5品くらいが上限になってしまい物量を増やせない

もっと域内流通にしたい！！
（地方ブロック単位の想定）

全国こども宅食事業者への配送の物流費削減

東京からの一極集中配送は高く付く（平均 3万円/月・団体）

もっと多くの人から応援して貰え
るようにしたい！！

確実性の高い原資の確保

公表もせず、ひっそりトライしてきた

新しい仕組みの準備として 皆様から2つのご協力が必要です

フローレンスと覚書の締結をお願いします

認定NPO法人フローレンスから寄付品の譲渡を11月以降受けて頂くためには、提供条件などについての合意を頂くことが必要になりました。

電子署名の仕組みを使って、締結をします。

10月18日(月)にクラウドサイン support@cloudsign.jpというアドレスから「寄付品譲渡に関する覚書」の締結依頼が送られてきますので、お手続き願います。

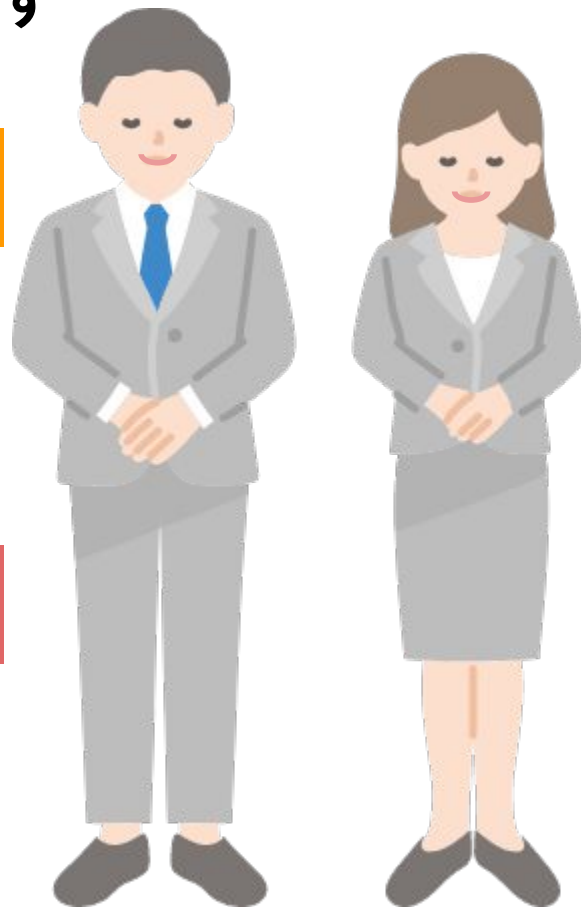
文面を事前に確認されたい方は、本資料の巻末のリンクからご覧頂けます。

調査活動へのご協力をお願いいたします

食品等物資調達に関して、いくつかの団体様にインタビュー、またなるべく多くの団体様にWebアンケートにお答え頂きたいと思っております。

頂くお時間に合わせ、謝礼をお支払い致します。

何卒ご協力頂けますと幸いです。



クラウドサインから送信される覚書について

項目	内容	内容詳細
送信元アドレス	support@cloudsign.jp	
フローレンス担当者名	杉田幸子	
対応いただく箇所	1 ページ目	団体の正式名称を入力
	4 ページ目	団体の住所を入力
		団体の代表名（肩書含む）を入力

クラウドサインの操作方法詳細は[こちらから確認](#)いただけます

1ページ目イメージ

冒頭の黄色い枠内に団体の正式名称を入力

寄付品譲渡に関する覚書

[貴団体の正式名称を入力ください (以下「甲」という。)]と認定NPO法人フローレンス (以下「乙」という。)]とは、寄付品の譲渡に関して、以下のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を取り交わすものとする。

第1条(目的)

甲乙の二者は、経済的事由等により困難を抱える子育て家庭・児童・その他生活の困窮や災害等により支援を必要とする人(以下「支援対象者」という。)への提供を目的として、食品や日用品(以下「提供品」)の提供を行う企業・団体・個人(以下「提供者」という。)から提供された提供品を甲から乙へ譲渡し、活用する。

譲渡に際して、乙は甲の希望または、提供者の意向を考慮して、譲渡する食品および日用品の種類や量、配送方法や納期を検討するものとする。

第2条(提供品の品質確保および管理)

乙は、提供者からの提供品を甲へ譲渡する際に、市販品と同等の品質の品物であること、消費期限または賞味期限、使用期限内であることを確認し、取り扱う。また、甲に対し、提供品を適切に取り扱うよう促すものとする。甲は、提供品を受け取ったのち、その品質が保持されるよう適切に取り扱うとともに、定められた消費期限または賞味期限、使用期限を厳守するものとする。また、支援対象者への提供前に必ず検品を行うこととし、支援対象者の適切な利用についても促すものとする。

第3条(提供品の譲渡および転売等の禁止)

1. 甲は、乙からの提供品について以下の行為を行ってはならない。

- ①有償譲渡及び転売による現金化
- ②金銭その他の有価物との交換

2. 本条第1項の行為を行った場合、乙は、甲に対する提供品の今後の家内・譲渡を停止する。

3. 支援対象者以外への無償の譲渡に関しては第一条の目的に叶う限りにおいて実施し、譲渡先について予め乙の了解を得るものとする。

最終ページのイメージ

甲または乙は、相手方がこの覚書の定めに反したときは、何等の通知催告を要することなく、直ちに覚書を解除することができる。
上記内容への合意の証として、甲乙双方で記名捺印し、1部ずつ保持する。

締結日 2021年11月1日

甲 団体住所

貴団体の住所を入力ください

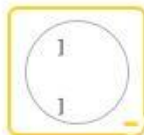
代表者氏名

貴団体の代表者名(肩書から)を入

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目14番地1

認定NPO法人フローレンス

代表理事 駒崎 弘樹



黄色い長方形枠ひとつめに住所

黄色い長方形枠ふたつめに代表者名

黄色い正方形枠で「押印(確認)」

お問い合わせ先

- 担当：渡邊宛
 - こども宅食応援団公式LINE、
 - メール(info@hiromare-takushoku.jp)
 - 090-9802-1603